

大雨に伴い被災された地域にお住まいのお客さまに対する

電気料金の特別措置について

2021年8月20日

大和ライフエナジア株式会社

2021年8月の大雨に伴い、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、このたびの大雨の影響で災害救助法が適用された都道府県および隣接する地域のうち、お申し出いただいたお客さまに対して、以下のとおり電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

<特別措置の申込方法>

弊社による特別措置の対象地域で被災されたお客さまからのお申し出に応じて特別措置を適用させていただきます。特別措置の適用をご希望されるお客さまは、お手数ですが弊社コールセンターまでご連絡ください。

【コールセンター】

0120-49-7133 ※一部IP電話からは03-5549-7133へお掛けください。

受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後6時

<特別措置の内容>

1.支払期日の1ヵ月延長

2021年7月分、8月分、9月分および10月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

2.不使用月の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

3.被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2022年2月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

<特別措置の対象地域> (8月18日時点)

本日時点での特別措置の適用地域については、国の定める災害救助法の適用地域および、当該地域に隣接する地域となります。

<災害救助法の適用地域>

【福岡県】久留米市、八女市、みやま市

【佐賀県】武雄市、嬉野市、杵島郡大町町

【長崎県】雲仙市、南島原市

【長野県】岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町、木曾郡上松町、木曾郡王滝村、木曾郡木曾町

【島根県】江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町

【広島県】広島市（全区）、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町

<上記地域に隣接する地域>

【福岡県】小郡市、朝倉市、うきは市、筑後市、大川市、柳川市、大牟田市、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、三潞郡大木町

【佐賀県】鳥栖市、神埼市、伊万里市、唐津市、多久市、鹿島市、三養基郡みやき町、西松浦郡有田町、杵島郡江北町・白石町

【長崎県】大村市、諫早市、島原市、東彼杵郡波佐見町・川棚町・東彼杵町

【大分県】日田市

【熊本県】山鹿市、玉名郡南関町・和水町

【長野県】松本市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、上伊那郡箕輪町・南箕輪村・宮田村、木曾郡木祖村・大桑村

【岐阜県】高山市、中津川市、下呂市

【島根県】浜田市、益田市、大田市、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町

【広島県】呉市、府中市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸郡、府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、世羅郡世羅町

■上記適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujou/kyuujou_tekiyou.html

以上

お客さまコールセンター

TEL 0120-49-7133

営業時間：9：00AM～6：00PM／土日祝日を除く

一部IP電話からは03-5549-7133へおかけ下さい